

「畜舎設計規準」について

1 経緯

畜舎建築の規制緩和については、平成7年3月閣議決定の規制緩和推進計画に基づき、同年9月、関係者からなる検討会を設置し、その具体策を検討してきたが、検討結果を受けて「畜舎設計規準」を新たに作成し、平成9年3月に建設大臣の認定を受けた。建設省及び農林水産省は、関係通達の発出及び説明会を開催する等当該規準の普及・推進に努めているところ。

2 畜舎設計規準の内容

(1) 基本的考え方

「畜舎設計規準」は、畜舎（堆肥舎、付帯施設を含む）が、住宅等の多い地域から離れていること、一般住宅等と比べて人が居る時間が少ないこと等を踏まえ、荷重、防火、構造等に関する基準について緩和を図っている。

(2) 主要な事項

ア 荷重について

建築基準法では、主として積雪荷重、風荷重が設計上の制限要因となっていたことから、次のような緩和を図った。

(ア) 積雪荷重

畜舎は家畜が常時飼養されているため、その熱気で屋根から雪が滑り落ちること等を考慮するとともに、地域ごとの積雪の実況によって荷重を相当程度緩和

(イ) 風荷重

畜舎は住宅等他の建物から離れていることを勘案し、これまでの最大風速に基づく考え方から、地域ごとの風速の実況によって荷重を相当程度緩和

イ 防火関連規定の緩和

畜舎は住宅等他の建物から離れていることから、次のような緩和を図った。

(ア) 延焼防止のため木造畜舎の外壁等に鉄板、トタン等の不燃材を使用する義務を免除

(イ) 延焼防止のため畜舎を 1,000 m²ごとにコンクリートの防火壁等で区切る義務の除外規定について、適用範囲を拡大

(ウ) 避難上及び防火上の通路の設置義務を緩和
畜舎間の通路の設置義務を緩和（各畜舎の周囲に設置 畜舎群の周囲に設置）

ウ 構造上の緩和

間仕切り柵や壁を構造材の一部と見なすことを可能とする
（これにより柱等の削減が可能）

(3) 規準による効果

以上の措置により、使用する部材の水準、内装の程度にもよるが、相当程度の低減が可能（構造部分の2～3割）

3 規準の普及・推進

建設省及び農水省は次のとおり、地方公共団体、生産者団体、畜産農家、建築関係者等に対し指導している。

(1) 建設省は、建築確認のための基準として、「畜舎設計規準」を都道府県等の建設部局に対して通知し、この設計規準により低コスト化が図られるよう指導。

(2) 農水省は、都道府県農務部局、生産者団体等に対し、「畜舎設計規準」の積極的な活用を指導するとともに、畜舎の低コスト化の推進に努めている（通達の発出、説明会の開催）。

また、「畜舎設計規準」による畜舎建築コストガイドラインを作成し、特に補助事業における畜舎建築コストの低減の推進に努めている。

平成10年3月に一部内容（風力係数の設定等）を見直しし、再度、建設大臣の認定を受けた。

今後とも、当該規準の活用が図られるよう、必要に応じて見直しを行っていく予定。